

平成28年度第2回津市農業委員会臨時総会議事録

日 時 平成28年6月21日（火）午後2時00分

場 所 津市水道局2階大会議室

出席委員

番号 1番	太田 泰弘	委員、	番号 2番	太田 義政	委員、
番号 3番	坂倉 行光	委員、	番号 4番	田村 明	委員、
番号 5番	前川 洋子	委員、	番号 6番	田口 慶則	委員、
番号 7番	椋下 保	委員、	番号 8番	喜多 義幸	委員、
番号12番	浅生 哲也	委員、	番号13番	平井 秀次	委員、
番号14番	宮本 政春	委員、	番号15番	守山 孝之	委員、
番号16番	中谷 秀也	委員、	番号17番	西森 偉統	委員、
番号18番	結城 晋三	委員、	番号19番	佐野すま子	委員、
番号20番	諸戸 善昭	委員、	番号23番	片岡 眞郁	委員、
番号24番	川邊 千秋	委員			

以上 19名

欠席委員

番号 9番	石井 康宏	委員、	番号10番	川口 邦次	委員、
番号11番	横山 帛生	委員、	番号21番	坂野 大徹	委員、
番号22番	中野たつ子	委員			

以上 5名

議長 番号15番 守山 孝之 委員

事務局職員 奥野事務局長、鈴木次長、大西調整・担当主幹、眞弓主査

総合支所併任職員 河芸：河本主査、芸濃：清水主査、美里：小林担当主幹、  
香良洲：内山主査、白山：前田担当副主幹、美杉：前山主査

議事録署名者 番号 5番 前川 洋子 委員、番号6番 田口 慶則 委員

事項

議案第1号 委任を受けた市長の権限に属する事務の一部の変更について

## 議 事 の 大 要

司会者（次長） 失礼します。本日、第2回津市農業委員会臨時総会の司会を務めさせていただきます、農業委員会事務局次長の鈴木でございます。

どうぞよろしくお願い致します。

それでは、農業委員会事務局長の奥野より開会宣言をいたします。

事務局長 長らくお待たせ致しました。

本日は何かとお忙しいなか御出席を頂きましてありがとうございます。

御案内の時刻になりましたので、ただ今から平成28年度第2回津市農業委員会臨時総会を始めさせていただきます。

司会者（次長） 現在の出席委員数を報告させていただきます。

在任委員24名中19名の御出席をいただいております、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、本日の総会が成立いたしますことを御報告申し上げます。

それでは、開会にあたりまして、守山農業委員会会長より御挨拶を申し上げます。

会長 <あいさつ>

司会者(次長) ありがとうございます。

それでは、議事に入らせていただきます。

津市農業委員会総会会議規程第5条の規定により総会の議長は、会長がこれに当ることとされておりますので、守山会長に議長を務めていただき、議事を進めていただきたいと思います。

守山会長よろしく申し上げます。

議長(会長) 規定により議長を務めさせていただきます。

皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

それではまず、議事録署名者の指名についてでございますが、津市農業委員会総会会議規程第6条第2項の規定により、5番 前川 洋子委員、6番 田口 慶則委員に議事録署名をお願い致します。

それでは、議案第1号「委任を受けた市長の権限に属する事務の一部の変更について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局(主幹) 議案第1号委任を受けた市長の権限に属する事務の一部の変更について説明させていただきます。

#### 1 内容の変更

農業委員会が市長から委任を受けた事務のうち、農業委員会において農地転用の許可等ができる面積の制限を廃止する。

但し、農地法附則第2項各号に該当する場合には、あらかじめ、農林水産大臣に協議しなければならない。

#### 2 変更の理由

現行の規則に基づき農業委員会が委任を受けている事務は、津市が三重県から権限の移譲を受けた事務で、権限の行使にあたっては面積の制限を受けている。

このような中、地方分権推進のために行われた農地法の一部改正により、津市においては、平成28年6月1日に、農地法第4条第1項の規定による農林水産大臣の指定を受け、農地転用許可等にあたって都道府県知事と同じ権限を行使できるようになった。

津市が移譲を受けたこの権限について農業委員会が事務の委任を受けることにより、農業委員会としては委任事務の範囲内において都道府県知事等と同じ権限を行使することが可能となり、事務の迅速化につながるものである。

このことから、農業委員会が市長から受けている委任事務の一部について、変更を行おうとするものである。

なお、4ヘクタールを超える農地の転用等にあつては、あらかじめ、農林水産大臣への協議が必要となる。

補足説明をさせていただきます。

現行制度の農地転用許可は、2ヘクタール以下は農業委員会許可、2ヘクタールを超え、4ヘクタール以下は国との協議のうえで三重県許可、4ヘクタールを超えては、国の許可となっております。

参考資料をご覧ください。

今回の改正は市長から農業委員会への事務の委任の依頼によるものです。

これは、津市長が6月1日付けで農林水産大臣より指定市町村の指定を受けまして、農地転用許可事務の権限が津市長に移譲されました。

よって、津市長から農業委員会会長に事務の委任を依頼する文書です。

これを受けまして、委任事務の一部を変更する議案を臨時総会で諮らせていただいております。

変更後におきましては面積に関係なくすべて農業委員会許可となり、4ヘクタールを超える転用では、農林水産大臣の協議が必要となります。

説明は以上でございます。

議長(会長)      ただ今の議案第1号につきまして、何か御意見等がございましたらよろしくをお願いします。

<質疑応答なし>

議長(会長)      御意見等もないようですので、本案件は原案どおり可決することに御異議ございませんか。

<異議なし>

議長(会長)      御異議ないものと認め、議案第1号「委任を受けた市長の権限に属する事務の一部の変更について」は原案どおり可決することと致します。

ありがとうございました。

これで、本日の議事は全て終了しました。

スムーズな議事運営に御協力を賜りありがとうございました。

これで臨時総会は閉会とさせていただきます。

皆さん本日はありがとうございました。

午後 2 時 2 0 分

上記は、平成 2 8 年度第 2 回津市農業委員会臨時総会の議事を録したものである。

平成 2 8 年 6 月 2 1 日

議事録署名者

---

議事録署名者

---